

平成28年度第7回
東京都死因究明推進協議会
会議録

平成28年10月13日
東京都福祉保健局

(午後 5時30分 開会)

○西塚課長 それでは、定刻となりましたので、第7回東京都死因究明推進協議会を開催いたします。委員の皆様には、本日もお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、お手元の資料の確認をいたします。

次第の次ですが、資料1は、東京都死因究明推進協議会委員名簿。資料2は、同じく協議会の設置要綱。資料3は、司法解剖・新法解剖の死因統計データへの反映について。資料4は多摩地域における専門性の高い医師による検案体制の拡充について。資料5は、大学法医学教室アンケート調査の結果について。資料6は、平成28年度から実施している取組みについて。あわせて、参考資料としまして、参考資料1が大学法医学教室へのアンケート調査の調査表。参考資料2が、平成28年度検案業務サポート研修会実施要項。参考資料3が東京都地域医療構想の抜粋と、本日は森久保委員から報告事項として事前にご提出いただいております参考資料4が、東京都市長会厚生部会の平成29年度東京都予算編成に対する要望事項と、参考資料5が日野市議会からの要望書です。

資料等に不備等がございましたら事務局までお申し付けください。

本日は、杏林大学の北村委員が所用のため、ご欠席とのご連絡をいただいております。

続いて、この会議の公開についてのご説明いたします。第1回の会議の場でもご説明しておりますが、資料2の設置要綱第8のとおり、この会議及び会議に関する資料、会議録等はこれまでどおり原則公開といたします。また、今後はお配りした会議資料と会議録等については、東京都福祉保健局のホームページでも掲載していきたいと思っておりますので、あわせてご了解のほどお願いいたします。

それでは、これから議事に入ります。議事進行につきましては、村田会長にお願いをいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○村田会長 村田です。

久しぶりというか、今年度に入って初めての第1回の協議会ということで、お集まりをいただきました。ありがとうございます。ちょっと、時間的に変わった時間ですけれども、皆様方がお忙しくて、なかなか時間がうまく合わせられないということで、事務局が相当苦勞をして本日の会を設定したということでございます。本当にありがとうございます。

これから、議事に入ってまいりますけれども、これまでどおり、私はこの協議会の議事の進行をつかさどっていくということで、役目を果たしたいと思っておりますので、委員の皆様方には、ご協力のほどお願いをしたいと思います。

また、この4月に人事異動で事務局の担当する課長さんが変わりました。よろしくお願いたします。

○西塚課長 西塚と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。ご挨拶が遅くなりました。

○村田会長 それでは、早速でございますが、お手元の次第にしたがって、議事を進めてまいります。本日は、先ほど資料説明がありましたけれども、1番が司法解剖・新法解剖の死因統計データへの反映ということ。2番が専門性の高い医師による検案体制の拡充について。3番が大学法医学教室へのアンケート調査の結果についてということで、いろいろ新しいことも出てきております。また、4番は報告事項ということで、報告がございます。

それでは、順次議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議事の1番になりますが、資料としては資料3ですね、司法解剖・新法解剖の死因統計データへの反映ということで、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西塚課長 それでは、司法解剖・新法解剖の死因統計データへの反映につきまして、資料3を用いまして説明いたします。

本協議会においてご提案のありました、司法解剖及び新法解剖で判明した死亡原因、これまで、死因統計に反映されてきておりませんでした。新しい取り組みによって、これを反映していこうというものでございます。

それでは、左上の1番、死因統計の現状をごらんください。そもそも、死因統計の根拠となりますが、ここに示した2つの制度の一環として、実施しているものでございます。

一つは、東京都の「福祉・衛生行政統計」で東京都独自の統計です。もう一つは厚生労働省所管の「人口動態統計」でこれは統計法に基づく基幹統計に該当するものでございます。

左の箱のところをごらんいただきます。検案の結果、死因が不詳とされた後の二つの流れ、矢印二つでございます。一つ目の矢印ですが、これまで行政解剖になった方については、この参考値にも示しておりますが、大体3,000件ですけれども、行政解剖の結果判明した死因をすでに統計に反映することをしております。

二つ目の矢印にある、本日のテーマであります。新法解剖あるいは司法解剖に回った方のその後の判明した死因というものについて、これも下の参考資料にあります。大体460件ほど、年間あるようでございますが、こちらの数について今後、統計に反映していきたいというものでございます。

これまで、その二つの解剖については反映しておりませんでしたので、具体的にいうと他殺がほぼ0件でずっと推移していたり、また死因の種類で言いますと、不詳の死というものがたくさん統計に計上されていたりということで、必ずしも正確な統計にはなっていないという課題がございます。

左下の箱でございますが、今後、司法解剖並びに新法解剖の結果につきまして、東京都が大学に情報提供を求め、統計に今後反映していきたいと考えております。

右側に移っていただいて、目的についてです。この取り組みの目的ですけれども、司

法及び新法解剖の解剖結果を統計に反映することによりまして、東京都の衛生行政に活用していくということを目的としております。3番に協力先ということで、こちらの今、司法解剖・新法解剖を実施してくださっている8大学を示しておりますが、こちらへ正式なご依頼をしたいと考えております。4番目の収集する情報でございます。ご案内のとおり、個人情報も含んでおりますので、統計法に基づく人口動態統計のため、死因に関する情報に絞り込んで、今後、情報を提供していただくということで考えています。

今後は、本協議会でご了承をいただきましたら正式に各大学へ依頼します。今回、収集する情報でございますが、平成28年1月から12月までの今年分について、来年夏に発行される東京都の福祉衛生行政統計への反映を目指してまいります。あわせて、人口動態統計、厚生労働省所管の統計への反映ですが、厚生労働省と現在調整中でございます。データの媒体など、いろいろな面でちょっと今後、調整が必要でございますので、そういった調整協議を重ねていきながら調整がつき次第、対応をしたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○村田会長 はい、ありがとうございました。

これまで、解剖の結果が反映されてなかった部分があるということで、それを行った大学から、その情報提供をお願いしたいということで。もう、すでに何かアプローチをして反響というか、何かありますか。

○西塚課長 はい。今のところ一部の大学と警視庁司法解剖のほうで、捜査事項に当たるという場合に、大学として外部に提供してもいいのかわるかちょっと心配だというご意見もありましたので、事前に東京地方検察庁のほうにもお尋ねしました。大学には、これらのほか厚生労働省大臣官房にも事前に問い合わせた結果なども伝え、また、今回は任意の調査ということで捜査に差し支えがあるとか、まだ、情報を提供できないという場合には出さなくても結構ですという趣旨ですということをご説明しました。それであれば特にご意見はないと一部の大学からは了承をいただいております。今後、警視庁、東京地方検察庁のお話などを他の大学にも話し、ご理解をいただきたいと思っております。

○村田会長 はい、ありがとうございました。

それでは、大学側として何かご意見、あるいは警視庁サイドからでも結構ですが、どうですか。

上原委員、どうぞ。

○上原委員 警視庁としては、東京都のほうに大学に聞いていただく分については、警察庁にも確認をしましたが、問題ないと判断しています。

ただ、個人的に思いますと、なかなかこう難しいのかなというところがあって、要はそれが他殺かどうか、検案の段階で他殺に丸できるケースって非常に少ないのかなと。だから現に、ほとんどゼロになっていると思うんですけども。じゃあ、解剖をしてで

すね、その段階で大学に聞かれて他殺と言えるかどうかというのはなかなか難しいの中のかなど。一体一体、1件1件を見て、そこで判断をしていかないと、単に数字ではなかなかやりにくいところがあるかなというような気がしますね。

例えば、現行犯逮捕で刺されてというものであれば他殺でいいのかもしれませんがけれども、場合によっては争いになることもある。例えば傷害致死に至るようなやつは他殺に入れるのかいけないのか。また、保護者遺棄致死みたいに介護を放りっぱなしにしていていつの前にか親が亡くなったものは、うちの場合は当然司法解剖しますけれども、それはどういう分野、部類に入るのか。また、死因とかありますけれども、なかなかこの他殺で難しいのかなど。例えば、硬膜下血腫で亡くなったとして、その原因が鈍体による打撃によるものとなったとしても、それが実際に何者かに殴られて死んだのか、自己転倒でいいのかと、一体一体見ていかないと難しいところがある。何をもって、検案書の他殺のところを丸をするのかというような、難しいところもあるかなという気がします。

○村田会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○西塚課長 ありがとうございます。すでに、一部の大学からも、特に司法解剖で、死因は基本的には裁判で明らかにしていく事例もあるので、その確定の前に、どのぐらいの確度をもって死因を書くかというのはちょっと考えなきゃいけないということはおっしゃっていただいている先生もいました。それでも丸々不詳の死だったのが外因死の不詳ぐらいまでにはなったり、これぐらいのことだったら、もしかしたら裁判で少し反論があるかもしれないけど、解剖した医師としての判断で書いたり、そのレベル感は、今後ご自身の中で考えますということでした。こういった点については、他の大学ともこれから個別にお話を伺っていきたいと考えております。

○村田会長 よろしいですか。ほかに何か。今の件について、これからもまた、検討を要するところがあると。

じゃあ、岩瀬委員どうぞ。

○岩瀬委員 大学からの意見ということで、発言をいたしますけど、これはやはり、医学的には絶対にやらなきゃいけないことだと思っています。今まで、そのこういうバラバラに行政解剖、司法解剖、新法解剖をやっていて、まとまったデータになっていないということが異常な事態でしたから、まずは集めるということはぜひやるべきことだと思います。その上、いろいろ走っているうちに動かし始めていくうちに何かいろいろ見てくることもあると思うので、先ほど上原委員がおっしゃったようななかなか不詳が多いとか、そこからまた、考えればいいことだとは思いますが。ですので、ぜひやっていただきたいと私は思います。

その先ですけれども、事務的な部分が今後、例えば杏林、慈恵なんかだとすごい数が多いんで、その事務の負担なんかがどうなっていくのかということも含めてぼちぼち検

討していただければと思います。

○村田会長 はい、ありがとうございました。

いろいろ、まだ突き詰めなきゃいけない問題点もあると思いますし、また、お話があった事務方の負担とかそういうのもあるでしょうし、その辺も何か考慮をしていくような状況をつくっていけばいいだろうとこう思います。

ほかに何か、ご意見ございますか。ほかに。よろしいですか。

岩楯委員、どうぞ。

○岩楯委員 慈恵としても、特にこういった点でご協力していくとことについても、何の問題もないと思います。

ただ、1点だけ。司法解剖とかってなってくると、鑑定書ができるのにちょっと時間がかかっちゃうですけども、それはよろしいんですか。お待ちいただけるということ。

○西塚課長 現在も伺ったところでは、新法解剖ですと、四半期ごとにまとめて警視庁に報告されているということも伺っております。また、一番ありがたいのが28年の統計を29年夏のほうに間に合えばいいんですけども、統計数値はどうしても、それでも変更がありますので、公表後の補正を反映できるかどうか検討したいと思っております。

○村田会長 福永委員、どうぞ。

○福永委員 もともと平成4年までの統計を見られたらわかりますように、そのときは監察医務院が各大学に、死亡の種類と死因を尋ねて、それを死因統計に反映をしていました。ところが、平成4年からは「大学で司法解剖をやった情報をなぜ医務院に提供しなきゃいけない。」というような発言があつて、その年から当院以外の司法解剖で、最近では新法解剖ができましたから、「当院以外の司法解剖等」というふうにして数を上げています。もともと最初に発行した死体検案書をその新しい死因がついたから出すというときには、その発行した医師が、死因を決めた医師が、遺族が届け出た役所に対して死体検案書記載事項訂正願というのを出して、その戸籍の窓口が受け取ったときに、それを所轄の保健所に送り、保健所長がその変更する事由と内容について審査をして、正しいと認めたときは、死亡個票を書きかえるということになっています。

医務院は、行政解剖をした後、なぜその手続きをしなくて済んだかと言いますと、福祉保健局にその書類が上がり、その書類が福祉保健局から厚生労働省に貸し出され、厚生労働省が死因を書きかえていたから正しい死因は反映されているわけです。しかし、司法解剖はこの平成4年以降、一切情報がないということで、東京都の死因が非常に奇妙な形になっているということで、これは訂正しなければいけない。ですから、先生方が、家族が提出した役所に全て、死体検案書記載事項訂正願を出していただければそれで済むんですけど、その手間のほうが物すごく大変だと思うんです。

本当は、各大学で司法解剖をやられたらそういう手続きをとるべきです。

でも、一応死亡個票を書きかえるのは、その解剖をした、翌年の4月30日までという

ふうに厚労省は決めています。だけど、書類によっては時間もかかるものありますから、東京都が前の年の死因統計をとれるまでに出していただければ、東京都都内の死因、特にこの23区内ですよ。慈恵や杏林の行政解剖の書類は都に全部報告が上がっていますが、多摩・島しょ地区の司法解剖や新法解剖の報告も上がっているのですか。

○西塚課長 司法解剖や新法解剖については、多摩・島しょ地区のほうも報告をもらっていません。

○福永委員 そうなんですか。

だから、それが反映できるような形にさえ持っていけばいいと思います。

ただ、これでまだ、もう一つ問題があります。ちゃんと役所の窓口を通していないから、本籍地の法務局に保管されている書類に書かれた死因は、全部最初に発行された「不詳」のままです。大学から司法解剖と新法解剖の報告をもらえば死因統計には反映できますが、法務局の原本を差しかえるというのは、その手続きだけでは無理です。でも、それをやろうと思うと、もう一段手間がかかりますので、まずは死因統計を正しくというところで進めていけばというふうに思います。

○村田会長 はい、どうもありがとうございました。

いろいろ今までの経過等も兼ねてこれからもそういう点も含めながら詰めていっていただきたいと思います。よろしいですか。

先に進ませていただきます。

では、次は資料4の多摩地域における専門性の高い医師による検案体制の拡充ということで、これは前年度いろいろ検討して、いろいろ大学の先生方のご協力をいただききということで、進めてられて今年度、こういう状況が出ているということで、その辺も含めてまた、今後の検討ということで、ご説明をしていただきと。お願いします。

○西塚課長 それでは、議題の2、資料4に移ります。多摩地域における専門性の高い医師による検案体制の拡充についてご説明いたします。

こちらにつきまして、多摩地域の検案医確保困難地域の解消に向けた、取り組みのご紹介と、新しい試みについてご了解を得るものでございます。

左上の表をごらんください。昨年度末現在のこの左側に医師会とありますが、現在5つの市で登録検案医がゼロの状態です。また、東久留米市、西東京市では、ご高齢の医師1名という状況でございます。

2番の現在の取り組みをごらんいただきます。現在、日野と立川2つの取り組みが動いてございます。一つが今年度、正式に開始していただいております、日野警察署管内での、東京慈恵会医科大学による検案。もう一つが立川警察署管内を監察医務院が検案をしているという取り組みです。そこの下に、立川と日野、それぞれの実績を示しております。日野の検案解剖実績をごらんいただきますと、昨年12月からの月ごとの検案数、解剖数、解剖率が書いてございます。解剖率は直近の8月ですと、26%ということで、特別区と比較しても遜色のない、解剖率まで高めていただいております。

次に、右にある3番、今後の検討でございます。今後、新たに三鷹警察署管内の検案につきまして、週に1、2回を想定しておりますが、曜日を決めまして、新たに杏林大学にお願いできたらというふうに思っております。すでに、杏林大学から内諾はいただいているところでございますので、本日、ご了承いただきましたら、警察、杏林大学また医師会の調整に入りまして、それが完了次第、三鷹警察署管内について、杏林大学が一部の巡回検案を開始したいと考えております。

それから、その下の23区の大学についてでございます。この後、次の議題のところで、詳しくアンケートの結果を説明いたしますが、今後地域の選定や23区の大学にお願いをするにあたり、検案委託料などの費用面も含め、どのような委託方法で行えるか等様々な課題を整理しておく必要がありますので、こういったことを皆様とも協議しながら検討していきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○村田会長 はい、ありがとうございました。

多摩地域ということで、非常に問題が多かったわけですが、今、説明がありましたように、昨年の12年から慈恵医大の協力によって実施ということで、行っているということです。

いろいろ大学側と調整もあったでしょうし、また、警察との調整等もあったかと思しますので、その辺のこと何か岩楯委員のほうから、追加発言みたいなようなことをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○岩楯委員 日野の検案を始めたのが27年の12月で、本格運用が始まって半年ですが、今のところに特にこれと言って問題点はないかと思えます。順調に進んでいるかと思えます。

日野の検案の印象としては、まず、大変お年寄りが多い印象っていう印象で、これだけお年寄りが多いと、剖検率、実際には23区内と同じになっていますけれども、剖検率に多少差があっても、おかしくないんじゃないのというくらいのお年寄りが、少なくとも日野だけなのかもしれないですけど、多いということ。あと、この剖検率の数字には遺族が解剖を拒否した数というのは含まれているんですかね。

○事務局 含まれています。

○岩楯委員 含まれているんですね。

やっぱり、これは最初から分かっていたことですが、承諾解剖なので、解剖が必要だと思っても遺族がやっぱり望まないということはそんなに珍しくない。しばしばあります。ですので、それはしょうがないのかなって、今の制度の中では思っています。

あと、将来的なことに関しては、やっぱりこの件をやっているのは、同じようにここに書かれている、稲城とか府中とか調布とかといううちの大学からそんなに遠くなくって、行けることに関しては自分たちで行って自分たちが必要であれば解剖すると

いうスタイルが一番、我々もやりやすいし、我々が見たものが自分たちで解剖するなら警察の人が立ち会わなくても構わないので、警察の人にとってもすごく、所轄の人にとってもいいことなのではないかと思っております。

ですので、将来的にはもし、必要であれば、ほかの地域にも今後拡大をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○村田会長 ありがとうございます。

警視庁サイド何かありますか。

○上原委員 警視庁サイドとしては、この立川の監察医務院による検案、そして、日野の慈恵医大さんによる検案ですね、本当に助かっております。先般も日野署の刑事課にアンケートをとりましたが、回答のほとんどがこのメリットばかりということで、やはり専門医による検案をやってもらおうと非常に安心だという意見が大半で、あえてデメリットの部分についてという項目をつけていたのですが、デメリットはないということでした。

私自身も、多摩地区の田無、東村山、調布と3署で勤務してきたんですけれども、やはり、このような専門の先生による検案をやってもらおうと、刑事課長のときも安心だったな、なんて今になると思います。杏林大学による三鷹の検案も、ぜひ実現していただければ、我々としても非常にありがたいという立場であります。

○村田会長 はい、ありがとうございます。

岩楯先生のほうも、今まで特に問題点はなかったということだし、警察サイドでもデメリットはないというお話で、非常によかったなと思いますが、本当に慈恵医大のご協力のたまものだと私は思います。これから杏林大学のほうのご協力を得て広げることですけれども、また、さらに慈恵からは、ほかの地域でもというようなお話もございましたので、非常に心強いかなと思います。さらにまた、この23区の参加というのを、ぜひ、後のほうでアンケートの結果が出てまいりますけれども、それを踏まえて進めていただきたいと思います。

ほかに何か先生方から。森久保委員、どうぞ。

○森久保委員 おくれまして申しわけありませんでした。

この、資料4の数字の検案医のいないところ。毎年増えていることに非常に懸念をしております。この図の表の1で、三鷹市も検案医不在となり、東久留米市も、すぐにいなくなってしまうような勢いです。これをいかに対応するかという点を、本当に早急に考えなきゃいけないと考えています。慈恵医大の岩楯先生のほうもそうですし、杏林大の先生にもお願いできればと思います。御協力いただき非常にありがたいと思っております。その大学の先生方が、どこまで範囲を広げられるかということが一つのテーマだとは思いますが、先ほど岩楯先生からありましたように、承諾解剖の限界というのがあるということだと思います。これは検案全体をどうするかということを考えるときに、

新法解剖が入って、結構、解剖数、東京都内で二、三百ぐらい出ていますが、やはり限界があるということもあわせて考えていけないと思っています。多摩地域のシステムを、大学の先生方に協力していただいておりますけれども、それをいかに円滑にすると、その裏づけの法律をどうするかと、非常に大事なことを考えています。監察医務院がカバーしている23区と違って、多摩地域は3分の1ぐらいになるかもしれませんが、どこら辺までカバーできるかというのが、この会の大きなテーマですし、それが裏づけの法律、つまり監察医制度の全都的展開も必要かなと思っています。

以上です。

○村田会長 ありがとうございます。

23区の大学も参加できるかどうかというのは、次の資料5での説明を踏まえたほうがいいのかと思いますので、ちょっと資料5のほうの法医学教室アンケート調査の結果について、ちょっと説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○西塚課長 それでは、議題3、資料5と、参考資料参考資料1のアンケート調査の様式をあわせてごらんください。

法医学教室のアンケート調査の結果についてご報告いたします。

これは、第6回本協議会でご審議いただいたアンケート内容に沿って、このたび、9月に実施したもののご報告です。13大学を対象に調査をしておりますが、このうち1大学から解剖の実績がないという返答のあったところを除き、12大学全てから回答をいただいております。

回答概要、左側でございます。

二つ目のところに解剖実施医師と書いてございますが、回答のあったところ、こちらは12校中11校で回答がありましたけれども、上限は5人、下は1人のみという大学がございました。

それと3つの解剖の実施状況、解剖実績として、その下に書いてございますが、こちら、それぞれ回答のあったところ、司法解剖でいえば27年度、11大学の平均とそれぞれ大学ごとの最大と少ない大学、あと新法のほうでは10の大学さんで実施されておまして、ごらんのとおりの数をされているということでございます。行政解剖は他県からの要請を受けている大学を含めると3施設ということでございます。

それと、左下の2番をごらんいただきます。

多摩地域の検案業務へ協力の可否について、意見交換をしてもいいかということ、また、そもそも検案業務にできるかできないかということについて、率直に伺ってございます。現在、お願いをしております、既に慈恵医大と杏林大学を除いた10校に聞いてみたところ、ぜひ意見交換をしたい、もしくは意見交換をしてもよいという大学が合わせて7大学。前向きなご回答をいただいております。ただし、この意見交換できないところの3大学と、実は意見交換をしてもよいという4大学のうち2大学から、マンパワーの関係で協力は厳しいという添え書きがございました。

右の上の3番でございます。

29年3月の開催を予定しておりますが、法医学に興味のある医学生、大学院生等を対象に行う法医学セミナーへの参加協力について、大学に聞きました。回答のあった9大学のうち、教員が参加してもよいという大学が6大学、自分の大学のPRをしてもよいという大学が2大学、あと、セミナーの中で講師を務めてもよいという大学が4校でした。今後、セミナー内容を詰めて、できるだけご協力をいただけるような形で開催できたらというふうに考えております。

また、その下の4番の箱が自由記載欄としておりまして、今後の法医学を専攻する医師の確保・育成に関する自由なご意見をいただいたところでございます。

幾つかご紹介いたしますと、大学と監察医務院との派遣の交流のこと、国立大学法人になったので公的機関からの受託もしやすくなったというようなこと。また、臨床医へもリクルートすることが大事だ、臨床から法医学の道に進む人もいるといった御意見もありました。

今後は、先ほどの左側の2番の意見交換をしてもよいという回答のあった7大学にお声かけをしまして、多摩検案に関する意見交換、またヒアリングを行いたいと考えております。あわせて、法医学セミナーにつきましては、先ほど申し上げたとおり、多くの大学の参加を目指しまして、内容の調整を進めてまいります。この中での、またご意見等ございましたら、お聞かせいただければ幸いです。

説明は、以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

資料5で、法医学教室アンケート調査の結果ということで、いろいろ大学側の意向が大分わかったなという感じがいたしました。今まで、余り、そういう接触もなかった、少なかったと思いますけども、いろいろ大学側としての要望もわかってきたかと思えますので、これからも、いろいろ意見交換をしながら協力をお願いしていかなければいけないと思います。

それも含めて、先ほどの多摩地域における23区の大学の参入というの等もありますので、いろいろ監察医務院の関係のことも出ておりますので、その辺含めて皆さん方からご意見をいただければと思います。いかがでございますか。

福永先生、大分、監察医務院とのことも出てまいります。

○福永委員 本当に、各大学から積極的なご回答をいただいて、私は予想以上に多くの協力が得られるのかなというふうに思います。

最終的な大きな目標が、やはり同じ法律でできるというところに持っていくために、法医の専門家を少しずつ広げていこうと。そのために、いろんな段階があると思えますし、派遣されるドクターの身分の保障でありますとか、どういう立場で検案をしていくのかというようなことも、これから固めていかなければいけない議題だと思っています。

今、日野に慈恵医大の先生が行っていただいて、全く23区の解剖率と同じぐらい

の解剖率になっている。しかも、解剖拒否をされるどころ、これは我々も立川で随分経験しておるところです。解剖する必要があったとしても、拒否をされる、遺族がない、そういうので全くできない。警察は事件性がないということになると、なかなか解剖もしないというようなところもありますので、非常に長期の目を、目標を持ちながら、少しずつ段階を追ってというような感じで検案するところを広げていくというような方法論を少し議論しなければいけないというふうに思います。

セミナーは、これは医学部の学生、各大学に学生さんがいらっしゃるでしょうから、九州地区の若手法医学者を育てるためのセミナーなどに負けないような活発な東京地区の法医学セミナーが開催されればというふうに期待をしております。

○村田会長 ありがとうございます。

じゃあ、森久保委員どうぞ。

○森久保委員 この多摩検案の問題を振り返ってみます。死因究明推進協議会で、前回、中間答申という形で出たと思いますが、その第3章のところに今後のあり方が記載されています。多摩地区にも監察医制度を適用しようという大きな目標があると思います。それに向かった体制づくり、喫緊の問題として人員の確保、つまり検案する先生がいないということにどう対処するかを、この会議で話し合っているんだと僕は捉えております。都には専門性を持っておられる法医学の先生もいらっしゃる、その先生方が検案業務にかかわっていただければ非常に助かります。先ほど上原委員からお話があった、アンケート調査を後で教えていただければと思っています。今、多摩地域で検案をやっている先生方のレベルアップをして、そういう先生方を、将来の体制にどう組み込むかということも、一つ考えておかなければいけないだろうと思います。というのは、今、法医学の先生方に協力していただいておりますが、継続的にシステムとして、この検案体制を運営して行くことの裏づけは、やはり監察医制度の全都適用だと思っています。その上でのシステムということになりますので、それをどうするか考えていく課題だと思います。ちょっと言い方がきついかもしれませんが、法医学の先生のご協力がある間はいいんですが、例えば、人員が足りなくなってしまうとか、そういうときにどうするかということもあると思いますので、ぜひシステムとして継続して、しかも質の高い検案体制をどうつくるかとそれが課題です。その一番裏づけは、全都的な監察医制度の適用ということでやっていくのがいいのではないかというふうに思っています。

○村田会長 目指すべきところは監察医制度というのが前提としてはあると思いますね。それまでの間でというか、それも含めて、多摩地域での監察医のあり方が、今、議論されていたわけですが、少しずつ芽が出てきたかなという気もしないわけじゃありません。そういうことで、医師会サイドからも、医師会の先生方への問題提起があったわけですが、これも、大学側としても、法医学セミナーへの意見というか、そういうのも踏まえていけば、できないことではないと思いますね。

どうでしょう、大学側の、何か、このアンケートを実際お答えになった、岩瀬先生

は、このアンケートをお答えになったと思いますけれども、いかがですか。

○岩瀬委員 今まで、ちょっと、大学法医学教室として、この検案業務に協力するということが、なかなかやってこなかったことですし、ばらばらだったんですね。その一つの理由なんですけれども、やはり、非常勤監察医として医務院で働かされている先生のほとんどがアルバイトという形なので、大学から見ると、研究・教育の時間をそっちに割かれてしまうという見方もあって、ちょっとやめとけみたいな、もっと、おまえ研究しろ、教育しろみたいなこともあったものですから。ただ、前から申し上げており、やはり法人化になりますと、ちょっと話が変わってきていて、大学公認の業務ということであれば幾らでも派遣が可能になってきていますし、要は、個人への嘱託も今までどおり継続していただいていると思うんですけども、大学へ嘱託して大学から派遣してもらうということをするというのが非常に効果的なのではないかと思っておりますし、複数のそういう個人に嘱託と大学の嘱託というやり方を試しにやってみていただければ、より大学としても勧誘しやすいですし、何かおもしろいことが始まるのかなという気がいたします。

あと、この一番下の自由意見のところ、おもしろいなと思ったんですけども、虐待死への対応というのは、確かに、これからの法医学、世界的にも結構今やり始めているところでして、一つ、法医学者としてのやりがいを増すやり方だと思っておりますね。虐待死というか、虐待している子どもを保護するというところ、生きている子どもの保護ということについても法医学が関与する国が多いですし、そういうところも何か、監察医というのはなかなか難しいのかもしれないんですけど、何か監察医制度プラスアルファ的な制度にして、そういう虐待を受けた子どもを専門的に、損傷を診るプロが診るといふか、そういうのを組み合わせながら、大学と連携しながら、そういう制度を立ち上げるといふふうには、若手のやる気も増すのかなと思っておりますし。この一番最後の点、おもしろいなと思っております。ちょっと検討する可能性もあるかと思っております。

○村田会長 ありがとうございます。

いろいろ仕事の範囲を広げていくというのはもちろん大事だと思いますし、何も法医学というと、ちょっと狭い感覚が得られるといふか、そういう感じを受け取る人がいると思っておりますけども、本当に幅の広い見方をすることにも必要でしょうし、また、大学側も、一つの法医学教室のみならず、ほかのところとの関連もありますので、それも含めて大学としての協力も得ていくということが大事だと思います。

大学側として、岩楯先生、何かほかにもありますか。

○岩楯委員 23区内の大学の法医学の先生の多摩地区、多摩圏内への参入なんですけど、基本的には賛成なんですけど、23区内の法医学者が全て経験豊富な方ばかりではない。それと同時に、多摩地区で、今現在検案業務されている先生方の中にも、すごくやる気のある立派な先生もおられると思う。継続を希望されている方も、たくさんおられると思うんです。ですので、よく23区内の法医学者の多摩への参入、基本的には賛成

ですけど、よく考えた上でお願いしたい。

先ほど慈恵の近くの稲城とか府中、調布あたりに関しては、自分たちで、必要があるのであれば自分たちでやりたいと言ったというのは、そういう、経験の浅い人には来てほしくないという正直な気持ちのあらわれでもあります。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か、皆様方ご意見ありますか。

角田委員、どうぞ。

○角田委員 おくれてまいりまして。もしかしたらご説明あったかもしれませんが、資料についてお伺いしたいんですけども、この資料4のほうの、今度新たに杏林大学が多摩地区の検案に参加するという、巡回の日の週1回から2回ということですが、これ、ちょっと具体的に。例えば、今、慈恵がなさっているような感じと同じなのか、どの程度のことを考えているか、具体的に教えていただきたい点の一つ。

それとあと、大学でのアンケートで、この多摩地区への検案業務について、ぜひ意見を聞きたいというのは、かなり積極的だと思うんですね。意見交換してもよいという4校のうち、さっきのお話だと、5校はマンパワーがあるということですから、4校のうち2校は、ちょっと難しいかなと。ただ、もう2校は、少しそういった前向きかなと思うんですけど、やっぱり、距離的なものとかも、人員はさることながら、距離的なものも関係するのかなと思ひまして、差しさわりがあるかないかわかりませんが、前向きな大学はどちらかという、名前は言えないのかもしれませんが、参考までにわかれば教えていただきたいと思ひます。

○西塚課長 それでは、三鷹地域についてでございます。その資料4の参考のところにも書きましたとおり、27年度、検案数は229件ございました。左側の網かけのところにある三鷹市医師会のところの右側の欄に、主にどの医師会が検案を行っているかということを書いてあります。三鷹市医師会は、小金井市医師会の会員の先生と、あとは、解剖になるだろうということで初めから持ち込み検案という形で、杏林大学さんのほうへ持って行っていただいているというものでやっていただいております。

具体的には、小金井市医師会の会員の先生のところで大体150前後ぐらいやっていただいているということで、それ以外のところを、これまでも持ち込み検案ということで杏林大学さんをお願いしているところですが、少し、こういった週の何曜日か、1日、2日を、杏林大学の先生に巡回検案をしていくということで、地区医師会の先生のご負担を少しでも減らせればということで考えてございます。

○森久保委員 情報提供というか、小金井市医師会の先生が非常に協力していただいて三鷹市の検案業務を担当していただいておりますが、実施数がかなりふえておりまして、かなり厳しい状況になっています。1,000件を超えるぐらいやっているのかもしれませんが、協力する先生方も、もう限界に来ているということですので、情報提供とし

て述べさせていただきました。

○村田会長 ありがとうございます。

きょうは杏林大学の北村委員が、ちょっとお休みなので、ご意見を伺えないんですけども、大分、杏林大学のほうでも協力体制ができてきているということで、これから、ぜひ慈恵医大との経過を見ながら進めていっていただければと思います。

何かほかにご意見等。どうぞ。

○西塚課長 あと、二つ目として、前向きなご回答をいただいた大学ということですが、ぜひ意見交換をとおっしゃっていただいているところが、もう既に司法解剖を実施している大学と、司法解剖を週に1回程度実施している大学等から、前向きなご意見が今いただいているということでございます。

○村田会長 よろしいですか。

じゃあ、成田委員、どうぞ。

○成田委員 さまざまなご意見ありがとうございます。

先ほど、岩楯委員からお話がありましたが、協力可能だと回答があったからすぐにそこをお願いするというのではなくて、まずは意見交換から開始させていただきたいと思っております。多摩地域の検案の実態とか解剖体制のこととか、23区の大学の先生の中にはご存じない方もいらっしゃるかもしれません。今、実際にやっています東京慈恵会医科大学の岩楯先生や杏林大学の北村先生、また監察医務院のほうも一緒に交えた中で、ぜひ意見交換ができればなというふうに思っておりますので、そちらについても、今後改めてご相談をさせていただけたらと思っております。

○村田会長 よろしく願いいたします。

ほかに何かご意見ございますか。

なければ、引き続き、次の議事は4ということで、報告事項に移ります。報告事項では、資料6の平成28年度から実施している取り組みについての報告と、そのほか参考資料3、東京都地域医療構想というのがあります。これについて、じゃあ、事務局から説明をお願いいたします。

○西塚課長 それでは、議題の4の報告事項で、資料の6と、今の参考資料3と、あわせて参考資料2では、あとセミナーのご案内も入っておりますので、こちらをあわせてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料6をお開きください。

今年度から実施している取り組みについてご報告させていただきます。

左側ですが、多摩地域における登録検案医の確保及び検案業務サポート事業ということで、こちらは東京都医師会に委託をして、また慈恵医大、杏林大にご協力をいただいて実施する事業で、新規事業ということでございます。

こちら、検案医サポート研修でございますが、今年度は4回程度予定をしているところでございますが、二つ目の箱にあるとおり、今年のうち2回分、日程が決まって

ございます。1回目が10月27日木曜日、第2回が12月8日で、それぞれ7時から8時半ということで、いずれも三鷹産業プラザで開催する予定でございます。こちらの概要につきましては、参考資料2で実施要綱を添付しております。

ご注目いただきたいのは、特に第2回の部分でございますが、カリキュラムをごらんいただきます。第2回のほうでは、どちらかといいますと総論や、また臨床医の立場で検案業務が重要であるということをお話しいただくということで企画をしてございまして、とりわけ未経験者、または検案医登録に興味のある方、一般開業医の先生、またリタイアされた先生向けに企画をしたということで工夫をしております。

今後についてでございますが、第3回以降も、年明け開催に向けまして、今、調整をしているところでございます。東京都医師会にもお願いしているところでございます。ありがとうございます。

また、現在、制作中、準備中のリーフレットもご用意したいと考えておりますので、こういった啓発グッズなども使いながら、登録検案医の確保、周知活動を行い、登録数の増を目指してまいりたいと思っております。

続きまして、資料6の右側、二つ目の新しい取り組みとしては、島しょ地域における検案医の育成でございます。

こちらは、研修対象のところをごらんいただきますと、自治医科大学卒業医師と書いてございますが、こちらは東京都のほうで採用しております、義務年限が9年の自治医科大学の卒業の先生がいらっしゃっております。この先生方もずっと島にいるわけではなくて、卒後2、3年のところなどを中心に、都内の都立病院などで研修をされています。検案業務に関しては、これまで監察医務院に行って検案の見学等を取り入れた研修を希望によって受けられる機会をつくっておりました。しかし、今年度から悉皆研修ということに位置づけ、原則島しょに派遣される前のどこかの期間で一度は、この研修を受けていただくことといたしました。島に行くまでの間に十分な知識、技術を持って検案などもできる医師として派遣したいという取り組みでございます。

あわせて、島しょ部には、自治体が採用している医師もいますので、今回の取り組みでは、自治医科大学卒業医師に限らずという取り組みとして、例えば島で採用されて、長くそちらにいらっしゃる先生が医務院で研修したいといった場合に、この制度を使って受講できるというように研修対象範囲を広げました。

今年度ですけれども、10月第5週から、既にもう日程も決まっておりますが、ことは3名から4名の先生方に研修を受けていただきたいということで思っております。それが基本研修ということでございます。

このほかに、ウェブ研修としまして、既に島しょ地域とLANでウェブ会議システムというものを都庁の中で構築しているところでございますが、こちら年1回程度、基本研修を受けられた先生、もしくは検案とかで、ちょっと質問だとか疑問だとか、ちょっと困ったことをお持ちの先生に、このウェブ会議を使った研修に参加していただき、

監察医の先生から直接アドバイスを受けたりできる講義形式の研修を実施することになりました。今年は11月11日に実施予定です。

今後につきましては、ことしは自治医大の先生で恐らく定員がいっぱいとなるということでございますが、今後は島しょ地域の町村採用の医師にも参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

それから、参考資料3のほうに、移ります。

東京都地域医療構想ということで、概要版をお持ちしております。今年7月に策定をしたものです。4枚目、おめくりください。

地域医療構想の第5章が、果たすべき役割、ページ数、左下にあります198ページのところに趣旨が書いてありますが、第5章は、こちらの医療計画の一部として策定された地域医療構想でございますが、ご案内のとおり、次の30年には既に策定した保健医療計画と一体的に改定するというところでございますが、既に25年3月に策定した現行の保健医療計画に加えてといいますか、こちらに準ずるという位置づけもございますので、そちらの今後の東京都の役割というもので第5章をつくっております。

最後のページ、219ページというふうに書いてあるところをごらんいただきますと、医療安全対策の推進という帯がございます。第5章の中の医療安全対策の推進の課題の2に、死因究明体制の充実ということで、地域医療構想策定委員会のほうで東京都医師会からの提案などもございまして、検案医の確保と専門性の向上、大学法医学教室と協力した研修を実施する、登録検案医確保のための周知活動を実施する、監察医務院の機能を活用し、監察医の派遣などにより多摩地域の検案体制を確保する、死因究明推進計画に基づいて都全域の死因究明体制を推進していくという、こういった大枠を策定したところでございますので、こういったことを実現するために、都としてもこれから全力を尽くして努力してまいりたいと思っております。

ここまでの今年度の取り組み、新しい事業のご説明は以上でございます。

○村田会長 ありがとうございます。

続けてしていただくかと思っておりますが、森久保委員に参考資料4と5ですか。

○森久保委員 その前に一つ質問があります。この自治医大に限らず医務院での研修を受けられることになったのは、法律か何かの改正があったからとか、何かあったのでしょうか。研修対象範囲の拡大、資料6の内容に関してです。今回、対象が広がるとか、あるいは今までが希望制から、今度、皆さんやれということになるのでしょうか。

○西塚課長 自治医大の医師が受ける研修については、福祉保健局長が決定した要綱により規定がなされています。しかし、これまで、この検案の研修については希望制ということもあり、その要綱の中に明記しておりませんでした。本当に監察医務院のマンパワーの許す限り、これまで任意で受け入れていただいていたところでした。それを、今後、明確に、その服務関係のことも含めて、その代替医師確保のことも含めて、そういった位置づけがきちんとされたほうが参加しやすいということ、また、しっかりと、そ

ういったものについて意識を持って派遣するという東京都の姿勢を示すために、この規定に基づく自治医大卒医師に関する都の要綱を改正するとともに、新たに研修に関する実施要綱も都にて制定しまして、しっかりとした研修事業という位置づけにさせていただきました。

あわせて、その機会に、島しょ地域の町村採用先生方にも、参加ご希望の方がいらっしゃるかと伺っておりますので、これも監察医務院のほうのマンパワーにもよるんですが、受け入れ可能な範囲でお声かけをして、ぜひ参加を促せばという機会にしております。

○森久保委員 島の先生らが、都の職員みたいな形で、身分が保障されるようになるということではないんですね。

○西塚課長 はい。

○森久保委員 わかりました。結構です。どうもありがとうございます。

参考資料の4と5のお話をさせていただきたいと思います。

先ほどから、多摩地域の検案医がいないということで、今後どこの自治体でも起こりうることで、非常に喫緊の課題であります。

参考資料5のほうから、ちょっと見ていただきたいと思います。今、日野市は、慈恵医大さんの岩楯先生のところにご協力いただいて検案をやっていただいております。この監察医制度の拡充と検案医の育成と確保に関する意見書というのが、日野市の市議の全員の連名で出ております。これは、全員です。それで、共産党も含めて全部出ております。共産党、公明党、全部、自民党等ですね。

1枚めくっていただきまして見ていただきますと、1枚目は、真ん中の下のほう、最初のほうは全体的なことというか、大まかことが書いてありますけれども、高齢化によって検案医がいない自治体が、日野市を初め、稲城市、府中市、現在ではどんどんふえてくる。調布も検案医がいないということで、確保してほしいという切実な願いであります。そして、最後の3行になりますが、政府・都においては、必要な予算の確保も含め、監察医制度の拡充を図ってほしいということと、検案医体制の構築のために下記の事項について取り組むことを強く求めますということで、最後のページになりますが、多摩・島しょ地域にも監察医制度を適用してくださいと。これは政令の改正が必要になります。それから2番目として、多摩地域の安定的な検案医体制を構築し、死因究明精度の向上を図るため、専門性の高い人材を育成し、検案医体制を強化してほしいということで、この自治法の第99条となるでしょうか、これが出されております。自治体の非常に切実な願いかなと思っております。

それから資料4を見ていただきたいと思います。これは、市長会ですね、東京都の市長会の東京都予算編成に対する要望事項ということで、29年度が出ております。

1枚めくっていただきまして、重点要望事項のところの13番目、多摩地域における医療体制等の充実ということで、さらにめくっていただきまして、裏が一般要望事項

なんですが、表に重点事項として多摩・島しょ地域の検案業務の充実を求める要望が出されており、それが一つキーポイントになりますが、最後のほうを見ていただきますと、19ページになりますが、そこに、多摩地域における医療体制等の充実ということで、これ、先ほどと一緒にすけれども、ちゃんとしてほしいということになっております。最後の20ページに、その具体的なところ、監察医制度を置いてほしいということですね、監察医務院の監察医師数をふやしてほしい。それから、政令改正が行われるまでの間は、ちゃんとしてほしいというような要望が市長会から出ています。市長の、これは厚生部会の資料として出ておりますので、やはり、多摩地域全体の問題として、市長会の中でも非常に問題にされている事項だということを認識しております。

以上です。

○村田会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局からは資料6について、また森久保委員からは参考資料4と5について説明がありましたけど、何か皆さん方、ご意見等ございましたら。

どうぞ、岩瀬委員。

○岩瀬委員 以前、内閣府が死因究明の推進、名前は忘れちゃいましたけども、そういう内閣府の検討会、に参加していたんですけれども、それで、新法解剖などもできた中で、ちょっと今話を伺って、なかなか、どうしたらいいのかなと、ちょっと悩むところもあります。監察医制度というものが果たして何なのかというところにもまた戻ってしまうと思うんですけど、専門性の高い医師が検案をして解剖に回すという意味であれば、実は新法解剖そのものが、それを期待してつくったところがあったんですね。ところが、なかなか警察庁のほうも、ちゃんとやらなかったと言ったら語弊があるかもしれませんが、本当は死因がわからない死体について、あるいは公衆衛生の向上に資するものであれば解剖ができることになっていて、まさに監察医制度と同じような解剖ができるような解剖なんですけども、なかなかうまくいっていないのかなというところもあり、そういう意味では、そもそも監察医制度という言葉で今あらわされているのかもしれないんですけども、本来は新法解剖も含めてどういうふうにしていくのかということが一番大事なのかなという気がします。今までの監察医制度は、なかなか全国展開しようとしてもできなかったという議論の中で、死因身元調査法による解剖というのが出てきて、かつそれが、実は監察医務院、東京都監察医務院にも委託できるという法律にはなっていたりもします。ただそれがなかなか、それもできていないというところもあるんで、やはり、こういう希望が自治体から出されているということは非常にやらなきゃいけないことだと思いますし、でも、やはりその根本的な検討ということも、やはりもう一回やったほうがいいのかと思いますので、ちょっと意見を述べた次第です。

○村田会長 ありがとうございます。

森久保委員、どうぞ。

○森久保委員 まさしく先生のおっしゃるとおりだと思うんですね。監察医制度という

のは、もう昭和二十五、六年の、戦後すぐにできた制度ですけれども、現代に合った法律というのは絶対必要なんですよ。これは、どっちかというと公衆衛生上の死因究明とかいうことですが、やはり、現在は、それこそ犯罪死とか虐待死とか、全く違う、出てきますから、本来は、そういうものを含めた新しい死、新しい法律が本当できて、その中で解剖というものが非常に重要といことが位置づけられると一番いいと思っています。なかなか難しいかなと思っていますが。その中で、この監察医制度の重要性というのは、やはり承諾解剖じゃなくて、監察医制度を適用させることができると、おかしいと思ったところはできるということ、やはりミソだと思って、それ以外にないと思っています。そうすることによって、やはり、死因究明の精度が上がるということ、今の状況でやるとすると、新法解剖も多分まだ200何例ぐらいしかやられてないはずで、それこそ例数は少ないですよ。となると、やはり、また、そういう監察医制度の裏づけになると、やはり都の皆さんもしっかりするだろうし、また、やる裏づけがあると、やる先生方も違って来るんじゃないかと思っていますので、本来は、そういうもっと違う体系も必要だと思いますが、なかなか難しいかなと思って。ちょっと厚労省の役員にも話をしたことがあるんですが、やはり、監察医制度の現状に限界があるだろうとは思いますが、だけど、今やるのはそこしかないのかなということなので、というふうに考えています。

○村田会長 どうもありがとうございました。

じゃあ、福永委員、どうぞ。

○福永委員 私も内閣府の死因究明等推進会議に出席しておりましたが、今の新法解剖ができた一番のきっかけは、東北の震災のときに身元不明の死体がたくさん津波で流されてくる。死因がわからなくても、司法解剖でしか解剖のしようがない。そうしたときに、警察署長の権限で解剖できないかということで、司法解剖ではなくて、承諾の要らない解剖ということをつくったわけです。私は、警察署長が必要と認めて解剖するという法律ができたのは非常に結構なことだと思いますが、現実には異状死として警察へ届け出られている死体の7割以上が病死であって、犯罪死体というのは本当に二、三%ぐらいで、本当に警察が犯罪死を見逃さないためにいかにしていくべきかというときに、グレーゾーンを新法解剖にするというような方法よりも、むしろ一定のレベルの検案の技術を持った医師が解剖し、そして死因を究明して初めて犯罪死の見逃し防止につながるものだというような結論になったというふうに思っています。ですから、この新法解剖をつくったのは監察医制度のないところで承諾がとれないときにいかに解剖するかということをつくったものでありまして、警察が主導で解剖するものです。でも、監察医制度というのは、医師の立場で死体を見て、公衆衛生の向上に貢献する、あるいはまれに犯罪死も見出すと。そういう目的でつくられたわけで、これは、時代の変遷とともに、たくさんの新しい目標といいますか、功績というのがどんどん戦後世の中の変遷とともに加わり変わってきたものだと思います。私は、公衆衛生の向上のためにやるというこ

とは、こうやって検案をして、得られた結果を次の衛生行政にいかに関反映するかというところが大事だと思います。

今、大学でやっている解剖というのは、警察から委託されたものについて司法であり新法であり、承諾解剖であり、やっておりますが、その地域内で起こった全ての事象を一つの機関として把握して、それを衛生行政の施策にいかに関還元するかということが、こういう解剖する死因究明システムにとって私は一番大事だと思っています。警察主導で、こういう解剖をするという制度ができたということは非常に大切ですが、やはり、その地域で得られた情報をいかに関活用していくか、そして防げる死亡を防いでいくというのが死因究明の、やはり一番大きな目的だと思います。今の東京で、こういう監察医制度があつて、何とか23区内は苦しいながらも細々と続けている現状です。それは、もっと人も欲しいです。予算も欲しいです。規模も拡張したいです。だけど、できない段階で、どうやって行政を説得して、政府を説得して、やる気のない厚労省、文科省をいかに関刺激するかというのが、私は、この東京都から発信する一つの仕事だというふうに思っております。

○村田会長 ありがとうございます。

これから先、いろいろ検討すべきことが多々あると思いますけども、やはり目的は公衆衛生の向上といいますか、そういうところだと思いますね。やっぱり、そのための段階を踏まえていくと、そのためには法医解剖をどうか、そういった解剖も必要であろうし、ほかの問題もいろいろあると思います。そういう中の一環として、現在、死因究明をどうしていくべきかということを検討しているわけであつて、やはり、本来は国がやるべきだったと思いますけども、東京都という、もう人口の1割を占めている地域を抱えているわけですから、東京都がやっぱり率先してやって、何とか国を動かしていこうというのが、この協議会の始まりだったと思います。そういうことも生かしながら、各委員の先生方のご意見を踏まえながら、さらに進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

何かほかにご意見等ございますか。

きょうは、一応、予定では7時ということになっておりますけど、時間は過ぎてもいいということですので、もし何かご意見等があればご発言いただきたいと思っておりますけども。

特になければ、何か事務局から、今後の予定ということもあると思っておりますので、ちょっと説明をしてください。

○西塚課長 それでは、本日はご審議並びに貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

今後につきましては、まず、ご了承もいただきました死因統計への司法解剖、新法解剖の結果の反映につきまして、各大学に伺って、ご協力をお願いをさせていただき、来年1月をめどに収集を始めていきたいと考えております。

また、検案医向けの研修、学生向けのセミナーについても、杏林大学、東京慈恵会医科大学と内容を相談しながら、実施に向けて進めてまいります。

また、今回行ったアンケート結果を踏まえまして、特に23区の大学にご説明とヒアリングについておこなっていきます。本日いただいたご意見の中で課題もございましたので、こういったものも整理をして、また今後も、この会において、その課題解決に向けた解決策について、こちらからもご提案させていただきたいと考えております。

こういった中で、今後の協議会でございますが、年度内、具体的な時期は、まだ決まっていますが、年度内に1回、もしくは何かありましたら2回程度お願いするかと思います。その際には、ヒアリングの結果や検案医研修の実施状況や、あと新法解剖、司法解剖の収集状況などもご報告できるかと思いますので、こちらについて、また引き続きのご指導をお願いできればと思います。

また、本日の議事録につきましては、2週間後をめぐりに、各委員のところへご送付いたしますので、内容をご確認いただき、何か不都合等ございましたらご指摘いただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

○村田会長 ありがとうございます。

最後に議事録の確認ということがありますけれども、大分、情報公開ということで、都庁で行う会議の議事録を全て公開すると。それ以前から、議事録の公開ということは言われていたと思いますので、その意味で、各先生方に議事録を早々に送って確認をいただくということが必要かと思えます。私からも、各委員の皆様方によろしく願います。

特にご発言があればあれですが、なければ、きょうはこれでもって終わりたいと思いますけれども、本当に、いろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。これからもよろしく願います。

(午後 6時54分 閉会)